

# 第1部 総論

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の目的

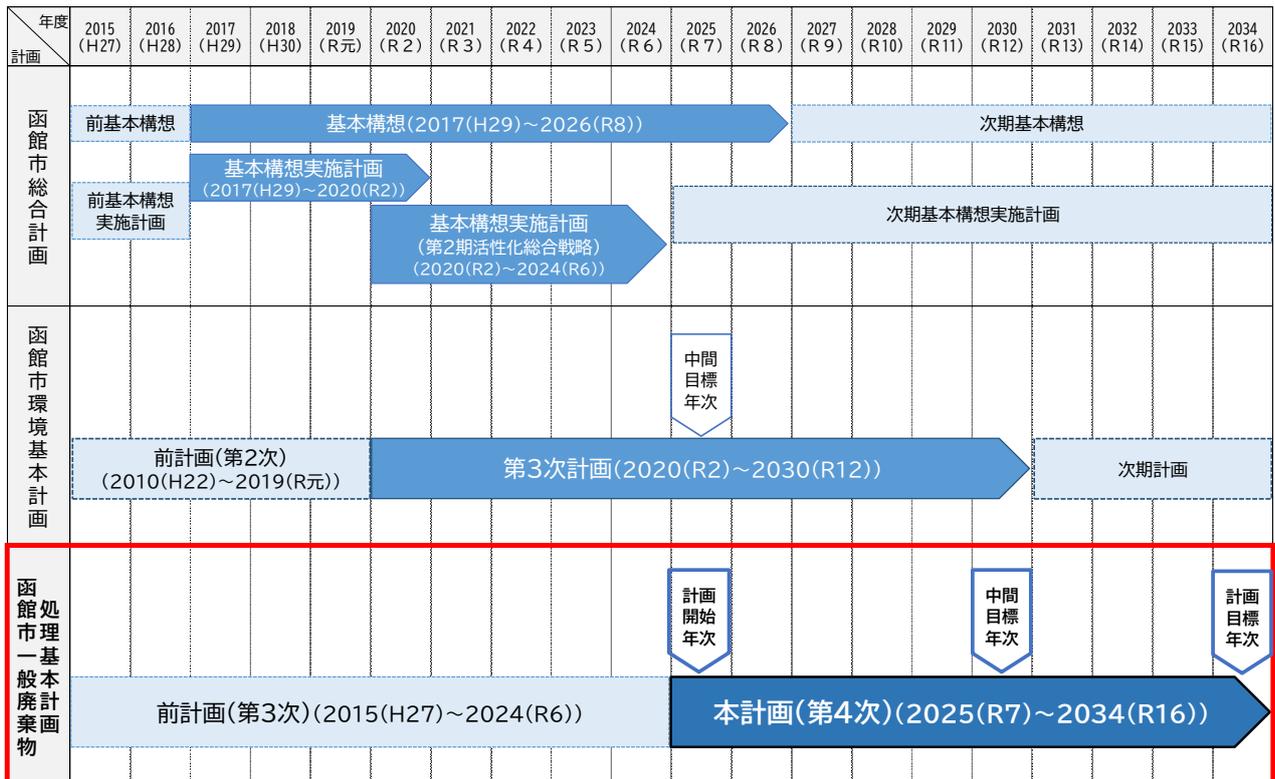
本計画は、市民、事業者、市が相互に連携・協働し、一般廃棄物のさらなる排出抑制、減量化・再資源化および適正処理を計画的に実施するとともに、生活排水処理における水環境の保全を図り、循環型社会の形成を目指すための方針、方向性を明確にすることを目的に策定するものです。

## 第2節 計画対象区域

本計画における計画対象区域は、本市全域とします。

## 第3節 計画期間

2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間を計画期間とします。  
また、2030年度（令和12年度）を中間目標年次とし、計画の達成状況や一般廃棄物の処理状況のほか社会情勢等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

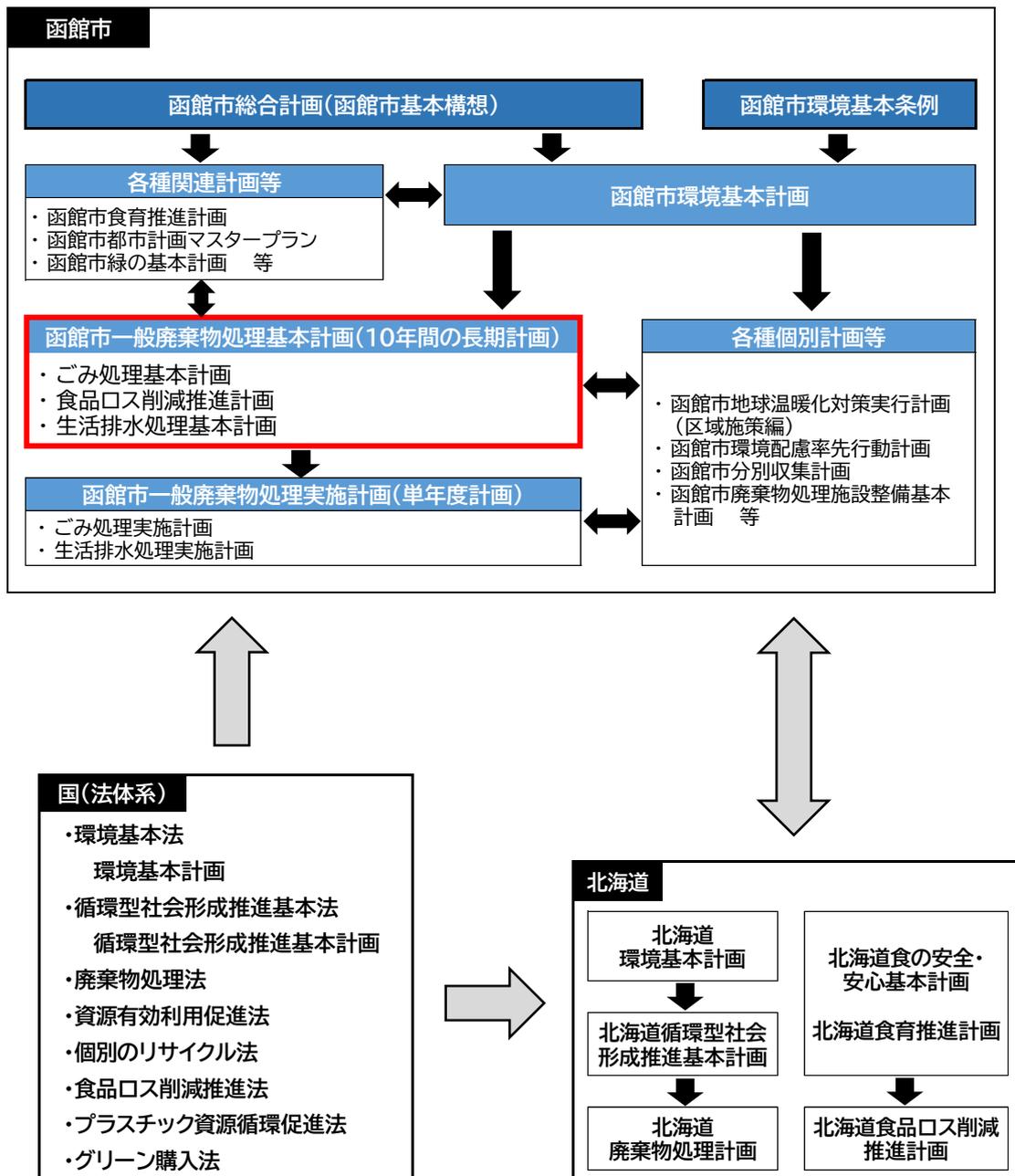


## 第4節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく本市の一般廃棄物処理に関する基本計画および「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定するものです。

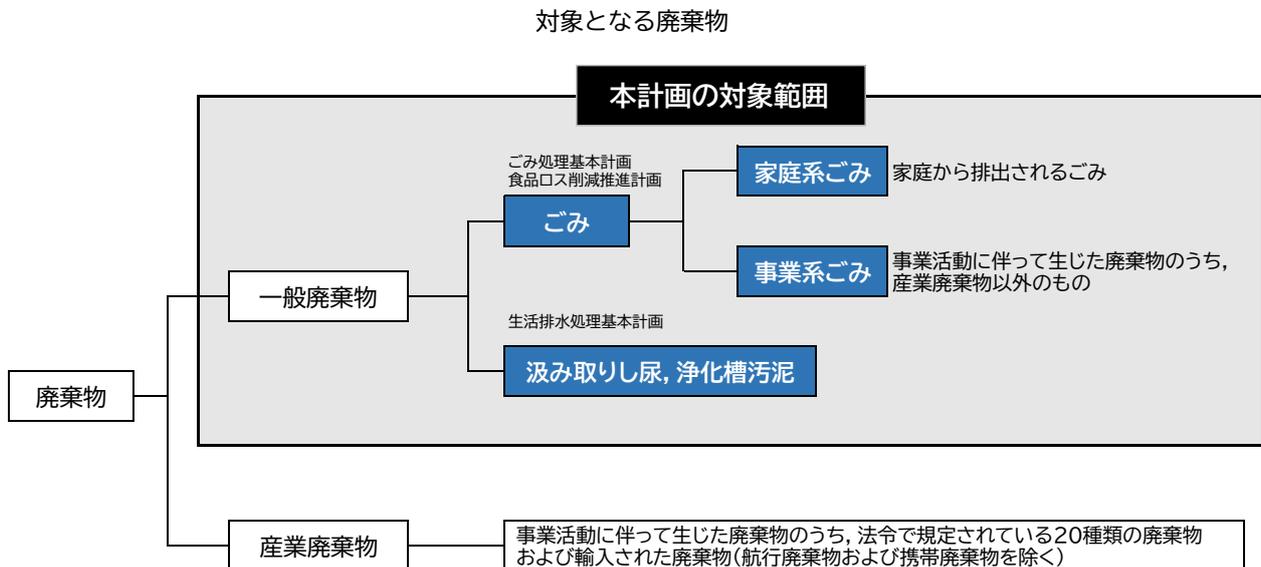
なお、「函館市総合計画」や「函館市環境基本計画」、「函館市食育推進計画」などの本市の関連計画のほか、国や北海道が策定する計画等との整合を図りながら計画を推進します。

法体系および計画の位置付け



## 第5節 対象となる廃棄物の範囲

本計画の対象は、本市内で発生する一般廃棄物とします。



ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画におけるごみ量の概念

区 分		範 囲		
家庭系ごみ	・集団資源回収	ごみ排出量	ごみ総排出量	家庭系ごみ総排出量
	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・缶・びん・ペットボトル ・プラスチック容器包装 ・粗大ごみ ・雑ごみ ※			
事業系ごみ	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・びん ・ペットボトル ・プラスチック容器包装 ・し尿・下水道しよ			事業系ごみ排出量
量の把握が困難なごみ	・各家庭や事業者による自己処理量 ・家電リサイクル法等の回収ルートでの処理量 ・民間事業者等の独自の取組による資源物の回収量 等			ごみ発生量

※ 雑ごみ：乾電池、小型家電製品、古着、町会等の清掃活動により回収したごみ等

生活排水処理基本計画における汲み取りし尿等の概念

区 分	範 囲	
・浄化槽（合併、単独）	浄化槽汚泥	発生量
・汲み取り便槽	汲み取りし尿	
・公共下水道	公共下水道による処理量 (函館市公共下水道事業計画に基づき実施)	

## 第6節 SDGsとの関連性

2015年（平成27年）の国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、2030年（令和12年）までの国際社会共通の目標となっており、この目標の中には廃棄物の処理に直接かかわる目標のほか、環境全般にかかわる目標も盛り込まれていることから、本計画の施策の推進はSDGsの実現に資することにつながるものです。

持続可能な開発目標（SDGs）17の目標



出典）国連広報センター

### コラム SDGsについてもっと知ろう！

私たちの生活は、経済発展や技術開発により豊かで便利になりましたが、生物多様性の損失や人口増加に伴う水や食料、エネルギーなどの枯渇問題、さらには、地球温暖化に伴う気候変動への対応など地球規模での問題が起きています。

これを解決し、持続可能な社会の形成に世界全体で取り組むため、2015年9月に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダでは、人間、地球および繁栄のための行動計画としてSDGsが定められ、「誰一人取り残さない」ことを掲げ、全ての国は、このアジェンダをもとに、2030年までに、持続可能な開発のための貧困や飢餓、ジェンダー、気候変動などに関する諸目標を達成するために力を尽くすこととしています。

日本においても、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業などの役割などを示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めています。

#### ～SDGsの17の目標～

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1 貧困      | 10 不平等   |
| 2 飢餓      | 11 都市    |
| 3 保健      | 12 生産・消費 |
| 4 教育      | 13 気候変動  |
| 5 ジェンダー   | 14 海洋資源  |
| 6 水・衛生    | 15 陸上資源  |
| 7 エネルギー   | 16 平和    |
| 8 成長・雇用   | 17 実施手段  |
| 9 イノベーション |          |

## 第2章 函館市の概況

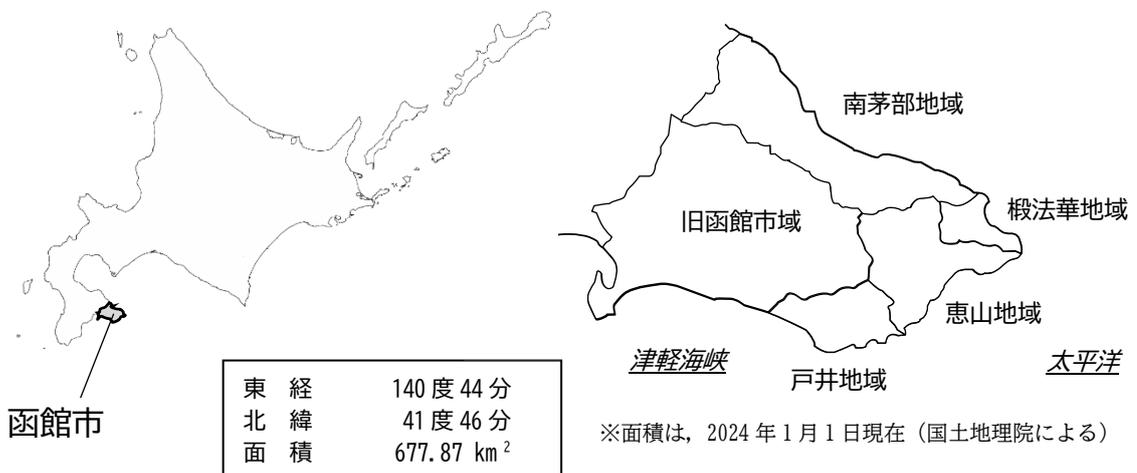
### 第1節 地理・気候

本市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置し、南西部に位置する函館山を要に扇状に広がる平野部と段丘地形、北東部に広がる袴腰山から毛無山に連なる山並みや活火山恵山といった山岳地で構成され、面積の約78%を森林が占めています。

また、平野部に市街地が、海岸に沿って漁業集落が形成され、海岸線の背後には、急峻な地形が迫っています。

気候は、北海道のなかでは比較的温暖で、夏季には海霧が発生しやすいものの、冬季は積雪量が少なく、住みやすい地域となっています。

本市の位置、面積、緯度、経度



気温（平均、最高、最低）と降水量の経年変化

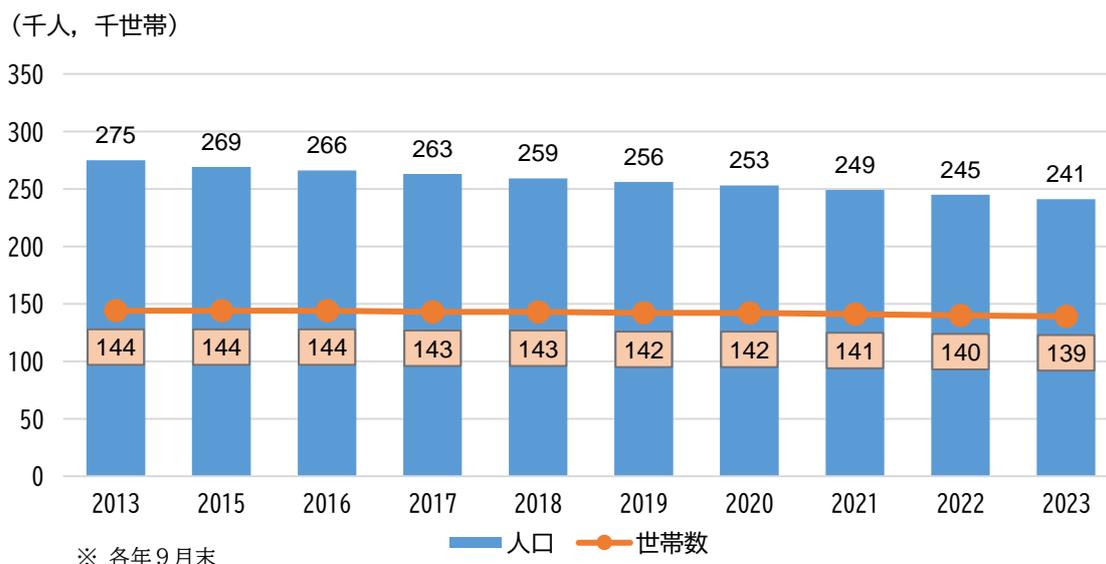


出典) 函館地方気象台

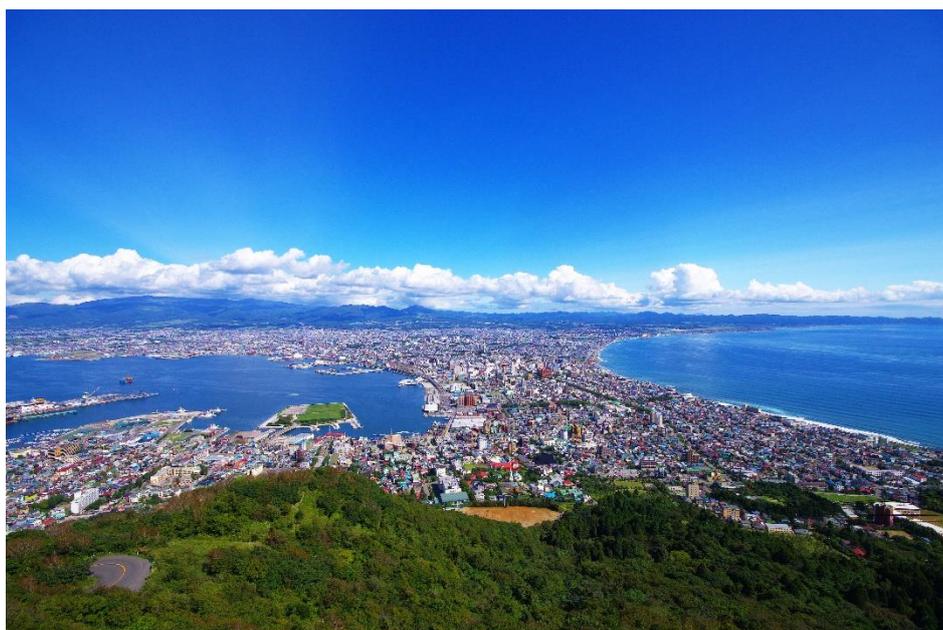
## 第2節 人口・世帯数

本市の人口は、約24万1千人（2023年度（令和5年度）9月末 住民基本台帳）であり、10年前の2013年度（平成25年度）と比べて約3万4千人減少しており、世帯数は約5千世帯減少しています。

住民基本台帳による人口・世帯数の推移



出典) 函館市総務部

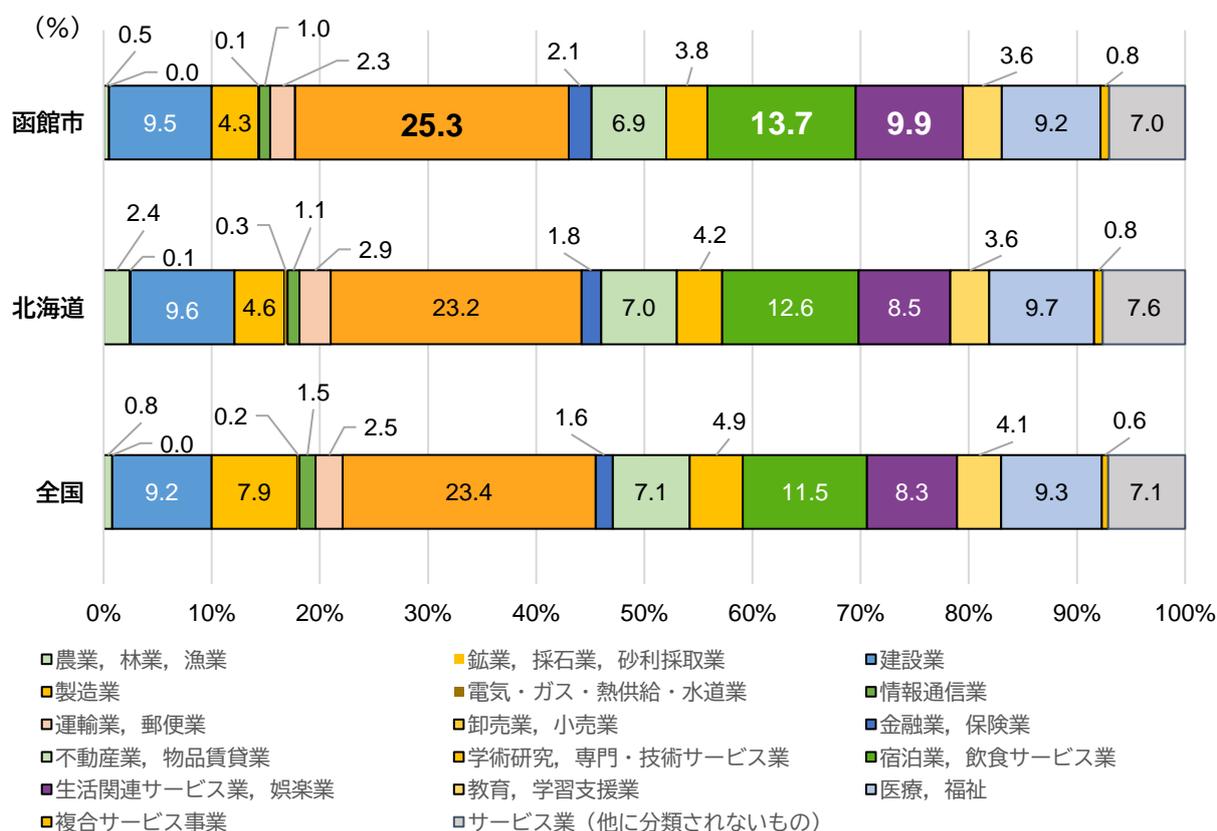


### 第3節 産業の動向

本市には、11,509の事業所（2021 経済センサス）があり、卸売業・小売業が25.3%、宿泊業・飲食サービス業が13.7%、生活関連サービス業・娯楽業が9.9%と、これらの業種の割合が、全国・北海道よりも高い割合となっています。

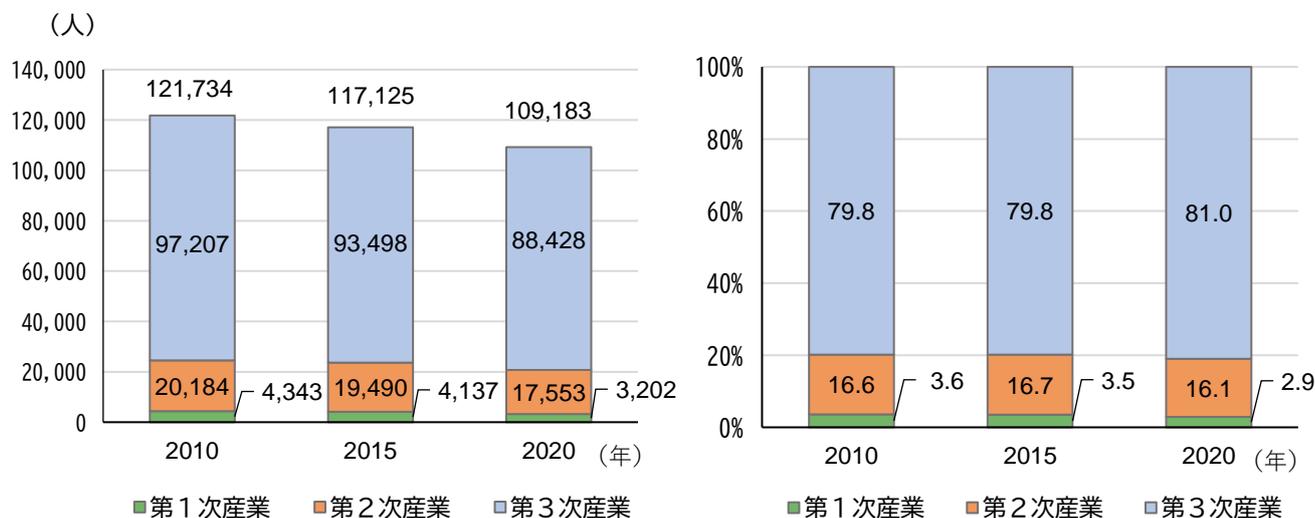
また、産業別就業人口では、第3次産業の割合が微増していますが、人数ではすべての産業で減少しています。

産業分類別事業所数（2021年）



出典) 経済センサス

産業別就業人口の人数別・割合別推移



出典) 国勢調査